



暴力団排除条例について

【 組織犯罪対策第一課 】

暴力団排除条例って何ですか？

- 暴力団排除条例は、県民生活の安全と平穏、県内の経済活動の健全な発展を目的とする条例です。
- 令和5年7月1日、暴力団排除条例の一部が改正され、新たに指定された暴力団排除特別強化地域において「みかじめ料」等を要求した暴力団員と要求に応じた特定事業者等に罰則が科せられることになりました。



どんなことが違法行為になるの？

- (1) 暴力団の威力を利用する目的や暴力団員等の活動又は運営に協力する目的で金品等を与えること。

【違反時の措置】

- ・ 条例を遵守しておらず、暴力団排除活動に支障が出ていると認められた場合
→ 勸告
- ・ 正当な理由なく、報告又は資料の提出を拒んだ場合、勸告に従わない場合
→ 氏名等の公表

- (2) 暴力団排除特別強化地域における特定営業者の禁止行為

- ・ 暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- ・ 暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受ける対償として、又は営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として金品等を供与すること

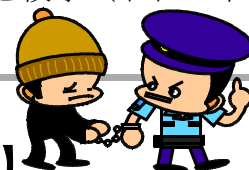


【違反時の措置】

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（特定事業者には、自首減免規定あり）

条例の適用事例は？

- 風俗店経営者は、暴力団排除条例特別強化地域内において、当該営業に関し、用心棒の役務の提供を受ける対償等として同店従業員を介し、住吉会系幹部及び同組員に現金を供与したため、同幹部及び同経営者等4名を検挙（令和6年10月）



【みんなの力で 街から排除 暴力団】